

契約事務取扱規則

	平成19年	3月15日	18規則第	2号
改正	平成19年	10月31日	19規則第	1号
改正	平成24年	4月19日	24規則第	4号
改正	平成25年	4月1日	25規則第	9号
改正	平成27年	3月24日	26規則第	11号
改正	平成27年	6月22日	27規則第	3号
改正	2022年	3月31日	2021規則第	7号

目次

第1条（目的）	1
第2条（予定金額）	1
第3条（随意契約金額）	1
第4条（見積書の徴取）	1
第5条（見積書徴取の省略）	1
第6条（契約の締結）	1
第7条（契約の締結権限の委任）	1
第8条（契約書の記載事項）	2
第9条（請書の徴取等）	2
第10条（契約手続の省略）	2
第11条（検査）	2
第12条（様式）	2
第13条（取引の停止）	3
第14条（取引停止の期間の特例）	3
第15条（取引停止の通知）	3
第16条（取引停止に至らない事由に関する措置）	4
第17条（国からの受託業務等に係る取扱い）	4
附則	4
別表 取引停止の基準	5

(目的)

第1条 この規則は、財務会計規程（18規程第7号。以下「規程」という。）第5章の規定を実施するため、契約事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(予定金額)

第2条 契約に係る予定金額は総額について定めるものとする。ただし、その契約が一定期間継続して行う製造、修理、売買、使用、保守管理等に係るものである場合は、単価についてその予定金額を定めることができるものとする。

(随意契約金額)

第3条 規程第22条第1項第4号に規定する随意契約によることができる契約金額は、200万円を超えない額とする。

(見積書の徴取)

第4条 規程第22条第1項第4号に規定する随意契約について、規程同条第2項に規定する見積書を徴する場合において契約金額が50万円を超えるときは、なるべく2名以上の者から徴するものとする。

(見積書徴取の省略)

第5条 規程第22条第2項ただし書に規定する見積書を徴する必要がないと認める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 法令に基づいて取引価格又は料金が定められているとき
- (2) 公共料金に係るものであるとき
- (3) 図書、定期刊行物等で市場価格をそのままで購入するとき
- (4) 価格が統一され又は固定されているとき
- (5) 契約金額が5万円を超えないとき
- (6) その他見積書を徴する必要がないと認められるとき

(契約の締結)

第6条 契約の締結は、会長（契約の締結権限が会長から委任されている場合には委任を受けた者）の決裁を得て行う。

(契約の締結権限の委任)

第7条 規程第23条第1項ただし書に規定する契約の締結権限の一部を委任する者は、次の各号に定める事項についてそれぞれ各号に定める者とする。

- (1) 本部の業務に係る200万円を超えない契約の締結については事務局長
- (2) 地震調査研究センター（以下「研究センター」という。）の業務に係る200万円を超えない契約の締結については所長
- (3) つくば観測技術センター（以下「観測技術センター」という。）の業務に係る200万円を超えない契約の締結については所長

2 前項各号に定める者は、手許現金による物品取得等について契約の締結権限をその指名する者にさらに委任することができる。

(契約書の記載事項)

第8条 規程第23条第2項の規定に基づき作成する契約書は、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的等により該当のない事項についてはこの限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 当事者の住所、氏名又は名称、法人においては代表者の氏名
- (3) 契約の履行期限(期間)及び履行の場所
- (4) 契約金額及び契約金の支払い又は受領の時期及び方法
- (5) 監督、検査及び引渡しの方法
- (6) 履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項
- (7) かし担保責任
- (8) その他必要な事項

(請書の徴取等)

第9条 規程第23条第2項ただし書に規定する請書を徴して契約書に代え、又はこれに代わる書類によることができる契約金額として別に定める額は、200万円とする。

2 前項に規定する契約金額を超えない契約に係る請書の徴取等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 契約金額が50万円を超えるときは、請書を徴取する。
- (2) 契約金額が50万円を超えないときは、見積書その他書類を契約書に代わる書類とする。

3 調査研究等に係る業務を依頼するものであるときは、規程第23条第2項のただし書後段の規定により契約書の作成に代え業務依頼書の発行をもって行うことができる。

(契約手続の省略)

第10条 規程第24条の規定により、契約金額が5万円を超えないときは、契約書に代わる書類の徴取及び業務依頼書の発行を省略することができる。

(検査)

第11条 規程第25条に規定する検査を担当する者は、次の各号に定める事項についてそれぞれ各号に定める者(以下「定める者」という。)又は定める者が指名する者とする。

- (1) 本部の業務に係る契約の履行完了確認については事務局長
- (2) 研究センターの業務に係る契約の履行完了確認については次長
- (3) 観測技術センターの業務に係る契約の履行完了確認については総括リーダー

2 定める者が検査を担当する者を指名する場合には、当該契約の発注業務に従事した者及び履行の監督を行う者以外の者を指名するものとする。また、定める者が当該契約に係る発注業務を行った者である場合には、当該定める者は、当該契約に係る履行の監督を行う者以外の者を検査を担当する者に指名し、検査業務を行わせるものとする。

3 契約金額が50万円を超える契約の履行完了確認を行う者は、検査調書を作成するものとする。

(様式)

第12条 契約書の様式は別途定める。ただし、別に用いられている様式があるときは、当該様式によることができる。

(取引の停止)

第13条 公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という。）の役職員の不正経理に関与した業者及び振興会との契約の締結、履行に当たり不正又は不誠実な行為をし契約の相手方として不適当であると認められる業者並びに重大な法律違反行為を行った業者で契約の相手方として不適当であると認められる業者については、別表に定める期間（次条第3項又は第4項に規定する事由に該当する業者においては、当該各項で定める期間）、競争契約、随意契約（契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合に行う随意契約を除く。以下同じ。）の別にかかわらず、振興会の契約の相手方（競争契約・随意契約の引合先を含む。）としないものとする。

2 前項の契約の相手方として不適当と認められる業者の認定は、会長が行う。

3 会長が前項の認定を行うに当たっては、当該契約に係る取引停止の措置要件への該当の有無を会計に関する事務責任者に調査させるものとする。

(取引停止の期間の特例)

第14条 業者が別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止の期間の短期及び長期とする。

2 業者が次の各号の一に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の取引停止の期間が1か月に満たないときは1.5倍、別表8号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間満了後1か年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。次号において同じ。）に、別表の措置要件に該当することとなったとき（次号に掲げる場合を除く。）。

(2) 別表第8号の措置要件に係る取引停止の期間満了後3か年を経過するまでの間に、別表第8号の措置要件に該当することとなったとき。

3 会長は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 会長は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 会長は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第8号に該当し、かつ、当初の取引停止の期間が満了しているときは、当初の取引停止の期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の取引停止の期間を控除した期間をもって、新たに取引停止を行うことができるものとする。

6 会長は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

(取引停止の通知)

第15条 会長は、第13条第1項の規定により取引停止を行い、前条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は前条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく通知するも

のとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第16条 会長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(国からの受託業務等に係る取扱い)

第17条 国からの受託業務等に係る物品、役務等の発注等に係る契約事務の取扱いについて、当該国等との契約においてその取扱いの要領が定められている場合には、その契約において定められた取扱いによるものとする。

附 則

1. この規則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 契約事務（平成9年7月14日）は、廃止する。

附 則（平成19年10月31日19規則第1号）

この規則は、平成19年10月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月19日から施行し、公益財団法人地震予知総合研究振興会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。

別表 取引停止の基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>(1) 振興会の発注する工事、売買、貸借、役務、その他の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑行為)</p> <p>(2) 工事の施工、物品の製造等（以下「工事の施工等」という。）に当たり、過失により工事の施工等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(3) 前号に掲げる場合のほか、工事の施工等に当たり、契約に違反し、工事の施工等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(工事に係る安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	
<p>(4) 工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(工事に係る安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	
<p>(5) 工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約事務に関し不正又は不誠実な行為をし、振興会の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、重大な法律違反行為をし、振興会の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正経理への関与)</p>	
<p>(8) 振興会の役職員の不正経理に関与する行為をし、振興会の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p>